

マスコミ倫理功労者表彰規程

1967年5月2日運営幹事会で内規として決定

1990年6月11日運営委員会で決定

1997年10月1日運営委員会で改定

2003年9月24日運営委員会で追加

2014年6月27日運営委員会で改定

1. マスコミ倫理懇談会（以下、「本懇談会」）は、本懇談会の運営ならびに研究会活動などに長年尽力された会員ならびに会員以外の研究者等（以下、「会員等」）をマスコミ倫理功労者として表彰する
2. 表彰の対象となる会員等は、構成団体または地区懇談会の会員からの推薦を得て運営委員会が決定する

[対象者]

3. 表彰の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする
 - (1) 本懇談会の役員で以下に定める期間以上在任した者

代表幹事	3期
運営幹事	5期
地区代表幹事	3期
 - (2) 本懇談会の運営ならびに研究会活動、マスコミ倫理の向上に長年尽力した会員
 - (3) 本懇談会の運営ならびに研究会活動、マスコミ倫理の向上に長年尽力した研究者等
4. 本懇談会の役員に対する贈賞は、当該者が退任したのちに行う

[推薦・選考手続き]

5. 構成団体または地区懇談会の会員が候補者を推薦する場合には、その理由を付して事務局に届ける
6. 事務局は推薦があった時には、運営委員会に諮り、授賞の可否を決定する

[贈賞]

7. 上記3（1）の表彰対象者には、表彰状を贈る
8. 上記3（2）および3（3）の表彰対象者には、表彰状と副賞として1万円相当の記念品を贈る

[適用]

本規程は、2014年6月27日から適用する

以上